

発議第3号

令和7年5月19日

木津川市議会議長 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会  
委員長

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

#### 提案理由

常任委員会の所管を市の組織体制に合わせるため、所要の改正を行うものです。

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 企画戦略部の所管に関する事務</p> <p>ウ 総務部の所管に関する事務</p> <p>エ～カ（略）</p> <p>（2） 厚生常任委員会 7人</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ こども未来部の所管に関する事務</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 企画戦略部（観光商工課を除く。）の所管に関する事務</p> <p>ウ 総務部（指導検査課を除く。）の所管に関する事務</p> <p>エ こども未来部の所管に関する事務のうち幼稚園に関する事務</p> <p>オ～キ（略）</p> <p>（2） 厚生常任委員会 7人</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ こども未来部の所管に関する事務（幼稚園に関する事務を除く。）</p>

(3) 産業建設常任委員会 6人  <u>ア・イ</u> (略)	(3) 産業建設常任委員会 6人  ア <u>企画戦略部観光商工課の所管に 関する事務</u>  イ <u>総務部指導検査課の所管に關す る事務</u>  <u>ウ・エ</u> (略)
--	--

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木津川市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務文教常任委員会、厚生常任委員会及び産業建設常任委員会に選任されている委員長、副委員長及び常任委員は、それぞれこの条例による改正後の木津川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務文教常任委員会、厚生常任委員会及び産業建設常任委員会の委員長、副委員長及び常任委員に選任されたものとみなす。この場合において、新条例の規定による常任委員会の常任委員の任期は、それぞれ旧条例の規定による常任委員会の常任委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会で継続審査及び調査が行われている事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。